

(別紙)

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の概要欄に記載された内容は、基本的にいただいた御意見を基に抜粋・整理したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

No. 御意見の概要		御意見に対する事務局回答
2（1）非常災害廃棄物処理に係る委託基準について（新法第4条及び第4条の3関係）		
1	再々委託の適正な運用に向け、標準委託契約書・管理ガイドラインの提示、報告・情報共有手続の様式統一・デジタル化を求める。	再々委託において不適正処理がなされることがないよう、施行通知等を通じて、適切な運用に努めてまいります。
2	災害時の犯罪や不適正処理を防止するため、民間団体等の再々委託先に対する身元確認及び犯罪歴確認を義務付け等不適格事業者を排除すべき。	
3	災害廃棄物の再々委託について、対象・要件及び再々委託先の資格等を明確化し、地域の処理体制を優先した上で広域支援を補完的に活用すべき。各受託者の責任と市町村の監督方法を示し、報告・記録による追跡可能性及び再々委託の必要性を確認・記録する仕組みを設けるべき。	
4	再々委託の適正な運用に向け、広域対応事業者等のリストや計画記載ひな形による自治体支援を求める。	本年6月に成立した改正廃棄物処理法により措置する専門支援機関及び本年7月に改称された地方環境局により、広域処理等における関係者間の調整事務など、計画策定に係る自治体の実務への支援を強化してまいります。
5	被災市町村外で災害廃棄物処理を行う場合に、受入れを行う市町村に対して受託者の所在地・名称等を通知することとされていることについて、再委託又は再々委託が行われる場合において次の点を明確にしていきたい。 ・通知の主体は、被災市町村、受託者又は再受託者のいずれか。 ・通知の対象は、受託者に限られるか、再受託者及び再々受託者を含むか。 ・再々委託先が確定した時点で通知を要するとすれば、その時期はいつか。	これまでも、被災市町村の区域外で、再委託により災害廃棄物を処理する場合には、被災市町村から当該災害廃棄物を受け入れる市町村に対して、再受託者の所在地・名称等について、通知を行うこととしており、本改正で措置する再々委託も、同様に、被災市町村から行うこととなります。 なお、通知の時期については、処理を開始する前に行う必要があると考えておりますが、具体的な方法については、実情に応じて各自治体が判断することとなります。
6	再々委託の場合に、市町村が再々受託者による処分又は再生の場所及び方法まで指定する必要があるか、また、その指定をどのように行うべきかを明確にすべき。	廃棄物処理法施行令第4条第7号に基づき、市町村が一般廃棄物の処分又は再生を委託する場合には、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定することとされており、再委託、再々委託の場合においても同様です。もっとも、同号は処分又は再生の場所及び方法をどのような方法で指定すべきかについてまでは定めておらず、必ずしも委託契約書に当該事項をあらかじめ記載する方法に限られるものではないため、その方法については、実情に応じて各自治体で判断されることとなります。
7	非常災害廃棄物処理再受託者が「一般廃棄物処理計画に従い」再々委託を行う要件について、計画に個別事業者名が記載されていない事業者への再々委託の可否と、計画にあらかじめ定めるべき事項の例を明確にすべき。	廃棄物処理法第6条の2第3項における「非常災害廃棄物処理再受託者は一般廃棄物処理計画に従い再々委託を行うこと」の考え方については、施行通知で示すことを想定しています。

2（2）新法第9条の3の3第1項の特例の対象施設について（新第5条の6の2関係）		
8	仮置場で重機又は手作業により行う粗選別・分別が一般廃棄物処理施設の「選別」に該当するかについて、固定式設備や機械的工程の有無等を含む判断基準を明確にすべき。	仮置場における重機又は手作業による粗選別・分別は、廃棄物の処理の一環として行われるものであると考えられますが、そのことのみをもって直ちに一般廃棄物処理施設としての選別施設に該当するものではなく、施設該当性については設備の構造、処理能力、処理方式等を踏まえ個別に判断されます。
9	仮置場に移動式の破砕機、スクリーン、トロンメル等を設置する場合について、一般廃棄物処理施設の設置届出の要否、届出主体、設備の移設・撤去時における届出又は変更手続の要否を明確にすべき。	移動式であっても、一般廃棄物処理施設（処理5 t／日以上を超）に該当する場合は、設置許可（又は届出）の対象となると考えます。 なお、廃棄物処理法第9条の3の3に基づく届出は、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例を定めたものであることから、届出主体は受託者となります。また、仮置場の開設、設備の移設又は撤去に係る届出等については、以下のとおりです。 ・仮置場の開設…設置届出や変更届出は不要 ・処理施設の移設又は撤去…一般廃棄物処理施設の変更許可の要否は個々の施設の具体的な許可の内容に応じて、管轄の都道府県等が判断するものになります。
10	仮置場に複数の移動式処理設備を設置する場合、施行令第5条第1項の1日当たり処理能力を、設備ごと、処理工程ごと又は仮置場全体のいずれの単位で算定するかを明確にすべき。	処理施設が複数設置される場合に、その処理能力を算定するにあたっては、処理施設の一体性、処理する廃棄物の同一性、処理工程の連続性を確認した上で、合算するかしないかを判断するものと考えます。
11	一般廃棄物処理施設の設置特例の実効性を確保するため、建築基準法第51条ただし書許可等の関係法令上の手続についても、関係省庁と調整し、非常災害時の迅速化・弾力化を検討すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	廃棄物処理法第9条の3の3の特例について、小規模自治体等では事前の条例整備が困難であるため、条例制定以外の方法で制度を活用できる方法を検討すべき。	廃棄物処理法第9条の3の3に基づく特例を活用するためには、同条の規定に基づき、市町村において必要な条例をあらかじめ定める必要があります。 小規模自治体を含む市町村が平時から必要な条例整備を進められるよう、本年6月に成立した改正廃棄物処理法により措置する専門支援機関及び本年7月に改称された地方環境局により、同条の活用事例集の周知や技術的助言等を行ってまいります。 なお、今回の法改正により規定する法第9条の3の3に基づく生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付が不要となる処理施設にあっては、条例が制定されていない場合でも設置することが可能です。
13	特例適用施設における簡易な生活環境保全チェックリストの活用を求める。	御意見を踏まえ、今後、災害廃棄物対策指針等にて充実を図ってまいります。

2（3）非常災害時最終処分場の更新期間（新第5条の6の4関係）		
14	指定更新期間の延長又は恒久化を検討すべき。	廃棄物最終処分場については、定期検査が「5年3月」の期間内に行われるところ、廃棄物処理法第9条の3の4第5項及び第6項において、同条第1項の規定による指定を受けた非常災害廃棄物の最終処分場の設置者については、当該定期検査が免除されます。これは、当該指定に当たってその基準である「環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること」を確認されることをもって、当該定期検査で確認される事項と同等のものが担保できるためです。 このため、指定の更新期間が定期検査の期間を大幅に超えるものであればその趣旨が失われてしまうことから、非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定に係る更新期間を、定期検査の期間を上回らない5年とするのが適切と考えています。
規制の事前評価書		
15	規制の事前評価書では、規制緩和により顕在化する負担は生じないとしているが、市町村が一般廃棄物処理計画に再々委託先の候補等を反映するための事務負担が生じると考えられるため、記載を見直すべき。	自治体の負担については「その他の負担」の欄に記載しておりますが、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
16	再々委託制度の事後評価について、再々委託件数だけでなく、区域外の処理能力の活用や処理停滞の回避・短縮等、災害廃棄物処理の円滑化・迅速化への寄与を確認するために参照する既存記録や基本的な評価観点を明示すべき。	御意見については、今後実施する事後評価の内容を検討するに当たり参考とさせていただきます。
17	再々委託制度について、代替手段との比較と制度選択理由を示すとともに、処理期間・費用・不適正処理等を含む事後評価指標を設定すべき。また、監視等の行政負担の根拠や支援策を明らかにし、委託先、処理量、処理方法及び最終処理先を把握できるトレーサビリティを確保すべき。	
18	本政令案について、EBPMの観点から成果目標及びKPIを設定し、基準値・目標値・達成期限並びに毎年の実績と予算への反映状況を公表すべき。また、行政手続法第39条第2項を踏まえ、改正理由や影響範囲を具体的かつ明確に説明すべき。	

本政令案以外の施策等に関する御意見		
19	災害時に大量発生し、一般廃棄物と混在する産業廃棄物についても、排出事業者責任と適正処理を確保しつつ、広域処理や処理委託契約の円滑化に向けた制度を検討すべき。	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	非常災害時の再委託の緩和、生活環境影響調査の省略特例及び最終処分場の指定制度を、産業廃棄物及び平時の一般廃棄物処理にも拡大すべき。また、国内事業者の優先、報告・通知義務の削減を検討すべき。	
21	災害廃棄物処理の処理委託について、高度な分別・リサイクル技術を有する国内事業者を優先する基準を設け、不法投棄に伴う行政費用を行為者に全額負担させる仕組みや、身元確認、資産差押え等を含む厳格な措置を講ずるべき。	
22	企業に対し、減量・再利用・再資源化の徹底、製品素材や包装の見直し、設計の共通化・修理可能化、梱包回収等を法的に義務付けるべき。消費者へのごみ削減行動の啓発や、修理による再利用、分別回収の利便性向上、処理施設の拡充、新たな処分方法の開発も推進すべき。	
23	廃棄物の適正処理に係る末端のルールを見直すだけでなく、修理困難な製品設計や使い捨て・買替えを前提とする事業構造を改め、物を長く使用できる仕組みや法規制を優先すべき。また、生活者や自治体への負担を軽減し、持続可能で公正な社会経済基盤への転換を図るべき。	
24	マイクロプラスチックによる土壌・水質汚染を踏まえ、プラスチック類についても汚染物質としての取扱いを義務付けるべき。	
25	事業終了後又は不要となった太陽光パネルについて、設置事業者による早期撤去・適正処理を厳格に義務付けるとともに、積立制度の徹底や自治体と連携した監視・行政指導により放置を防止すべき。	